

役職員倫理規程及び利益相反ポリシー

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟（以下「本法人」という。）の役員及び職員（以下「役職員」という。）の倫理に関する基本となるべき事項、及び利益相反に関する基本的な考え方を利益相反ポリシーとして定めることにより、本法人の目的と事業遂行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本法人に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(役職員の範囲)

第2条 この規程において、役員とは定款第14条に規定する理事及び監事、ならびに、同第58条に規定する専門部会委員をいい、職員とは定款第59条に規定する事務局の職員をいう。

(役職員の職務の基本)

第3条 役職員は、定款第3条に規定する目的を達成するため、法令及び定款その他の本法人の諸規程に基づき、職務を公正かつ誠実に遂行しなければならない。

(役職員の順守事項)

第4条 役職員は、暴力、性的嫌がらせ、ドーピングその他の薬物使用等の行為を行ってはならない。

- 2 役職員は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 3 役職員は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務や地位を利用して自己の利益を図ることや幹旋、強要をしてはならない。
- 4 役職員は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準に基づいて適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
- 5 役職員は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本連盟の信頼を確保するよう責任ある行動をとらなければならない。

(利益相反ポリシー)

第5条 本法人は透明性の高い利益相反管理体制を構築して継続的に運用し、利益相反による弊害を認識するよう啓発活動を実行し、役職員に対し必要な情報開示を求め、適切に対処する。

(利益相反取引の取り扱い)

第6条 本法人の理事は、定款第21条の定めにより、理事会規程第11条（決議事項）による理事会の承認がある場合を除き、また、その他の役職員は会長又は代表理事副会長の承認がある場合を除き、本法人と利益相反する取引を行ってはならない。なお、理事会の承認及び会長又は代表理事副会長の承認にあたっては、当人、その他の関係者から取引内容の詳細について開示を受けた上、取引の公正性が確保されるよう慎重に検討しなければならない。又、承認後の取引の実施内容は、実施後に承認を受けた理事会及び会長又は代表理事副会長に報告しなければならない。

(利益相反の取引の該当性)

第7条 利益相反の取引としては、本連盟が契約の当事者となる取引で、以下の者が取引相手となるものとする。

- 1 本連盟の役職員、本連盟の役職員の配偶者又は三親等内の親族である場合。
- 2 本連盟の役職員、本連盟の役職員の配偶者又は三親等内の親族が、取引相手の役員、又は、取引相手の株式又は持ち分の20%以上を、単独又は共同で保有している場合。
- 3 現在又は過去2年間において、相手方を委任者、対象者を受任者とする委任関係がある、又はあった場合。
- 4 現在又は過去2年間において、相手方を使用者、対象者を労働者とする雇用契約がある、又はあった場合。

(利益相反の判断基準)

第8条 利益相反の判断基準としては、本連盟の役職員等が個人的な利益を優先させていると客観的に判断できる場合、本連盟の社会的責任が果たされないと客観的に判断できる場合等は、社会通念上妥当とされる範囲を逸脱しているとして、本連盟はこれを許容できないものと判断する。

(違反した場合の措置)

第9条 役職員がこの規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、コンプライアンス委員会において調査を行い、調査の結果その役職員がこの規程に違反する行為を行ったと認められる場合は、会長又は代表理事副会長がコンプライアンス委員会の意見に基づき必要な措置をとるものとする。

附則 この規程は、平成26年6月8日から施行する。

附則 この規程は、平成31年3月2日から施行する。

附則 この規程は、令和3年（2021年）3月6日から施行する。

附則 この規程は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和4年（2022年）6月5日から施行する。

